

《論 文》

サイバーいじめと法

福岡久美子

はじめに

インターネット端末機の普及によって、表現手段が多様化してきた。意見・情報の交換が広がり便利であるが、嘔りを吐き出したり、他人の噂を流したりすることも行われている。時には、いじめの方法としても利用されている。そのため、国も対策に乗り出し、平成25年6月28日に制定された「いじめ防止対策推進法」には、次のようなサイバーいじめに関する規定がおかれた。「学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。」(19条1項)。国・地方公共団体には監視関係機関の支援、対処体制整備を努力する義務を課している(同条2項)。そして、平成29年「SNSを活用したいじめ等に関する相談体制の構築に係るワーキンググループ」が設けられた¹⁾。

伝統的ないじめは「より力の強い人またはグループによる力の弱い者に対する、身体的、または、言葉による心理的性質の継続的に繰り返されたおどし」と定義される。いじめる者と自己防衛ができずいじめられる者との間に本質的な力の不均衡がある。他方、サイバーいじめ(Cyberbullying インターネット上の表現によるいじめ)とは、「個人またはグループによる意図的なくり返された敵意ある行為を支えるために、eメール、携帯電話、ポケベル・テキストメッセージ、インスタントメッセージ、中傷的な個人的ウェブサイト、中傷的なオンライン個人的な世論調査ウェブサイトのような情報や通信技術の使用にかかわって、他人を傷つけることを意図する。例えば、(1)悪意のあるテキストメッセージ、eメール、インスタントチャットメッセージを送る、(2)秘密のeメール、テキストメッセージ、インスタントチャットメッセージを他の生徒に転送する、(3)生徒に悪意のあるテキストメッセージを集中攻撃する、(4)生徒に関する軽蔑的なウェブサイトやプロフィールをつくり、他の者にコメントを誘う、(5)当惑させるために、モバイルフォンカメラを他の生徒をビデオや写真に撮るのに使う²⁾」。サイバーいじめは、伝統的ないじめと異なり、学校内外、昼夜を問わず、いたるところでいつでも行為を行うことができ、行為者も行為の動機も不明な場合がある。にもかかわらず、その影響は大きく、聴衆の数もオフラインの場合の比ではなく、また、いったんネットに出してしまうと、拡散して後々まで残り、簡単に削除できない場合が多い。

このようなサイバーいじめはアメリカ合衆国をはじめ、各国で問題となっている³⁾。本稿は、アメリカ合衆国におけるサイバーいじめに対する最近の動向のうち、主として法規制について

取り上げることとする。そして、判例の動向などを取り上げた別稿と合わせて、日本における法制度の示唆を得られることを目的とする⁴⁾。

第1章 アメリカにおける最近の状況

アメリカ疾病対策センター(Centers for Disease Control and Prevention(CDC))の国立衛生統計センター(National Center for Health Statistics(NCHS))の統計⁵⁾によると、2008年以降、自殺は合衆国のすべての年代において、死因ベスト10に入っている。例えば、2016年には、10歳以上34歳以下の年代の2番目に多い死因、35歳以上54歳以下の4番目に多い死因となっている。自殺率は1999年から毎年およそ1%ずつ上昇し、2006年から17年にかけては年2%上昇した。1999年には10万人あたり10.5人だったのが、2017年には14.0人と18年間で33%増加した。男女とも、年齢も10歳から74歳までの全ての層で上昇した。中でも10~14歳の少女の自殺率が急上昇し、1999年の自殺者は10万人に0.5人の割合だったが、2017年には10万人に1.7人の割合となった。ちなみに、15~24歳の女子は、3.0から5.8に上昇した。10~14歳の少年は、少女よりも過去15年間での自殺率の上昇率は低かったものの、10万人あたりの自殺者数では同年代の少女よりも多く、1999年には10万人に1.9人だったが、2017年には10万人に3.3人となった。

そして、自殺の原因として、いじめ、最近ではその中でも特にサイバーいじめが専門家・機関に指摘されている。ニューヨーク州(New York)グレンオークス(Glen Oaks)にあるザッカー・ヒルサイド病院(Zucker Hillside Hospital)の児童青年精神医学部門の責任者、ビクター・フォルナリ(Victor Fornari)氏は、「自殺で死ぬ子どもたちの年齢がどんどん低くなっている」と指摘した⁶⁾。フォルナリ氏は今回の調査に関与していなかったが、「これはソーシャルメディアやインターネット、ネットいじめに触れていることの影響かもしれない。」と述べた⁷⁾。他にも、サイバーいじめが自殺の急上昇の大きな原因となっているという指摘が存する。疫病対策センター(CDC)によると、合衆国において自殺は若者の死因の第3位で年間約4400人であり、いじめ、中でもサイバーいじめが自殺の主要な原因になっているという。ハイスクール生の14%以上が自殺を考えたことがあり、約7%が自殺しようとしたことがある。イエール大学の調査によると、いじめの被害者で自殺を考えている子は、いじめられていない子で自殺を考えている子の2~9倍多く存在する。イギリスの調査では、若い子の自殺の半分以上はいじめに関連している。ABCニュースによると、30%の生徒が被害者であれ加害者であれ、いじめに関わっており、約16万の子ども達はいじめが怖くて登校を拒否している⁸⁾。

カリフォルニア大学ロサンゼルス校(UCLA)の調査によると、サイバーいじめは特殊な場起こるいじめではなく、サイバーいじめを経験した子の大半は学校でもいじめに遭っており、また、学校でもいじめに遭っている場合には、サイバーいじめにも遭う可能性がかなり高いと指摘されている。UCLAの心理学教授達は、「米国のティーンエイジャー(12~17歳)の4人に3人が、過去12か月間で少なくとも1度はネットでのいじめを体験しているが、親や教師などにその事実を相談しているのはわずか10人中1人だけ」という調査結果を発表した⁹⁾。

このように、サイバーいじめの危険性が指摘され¹⁰⁾、ホワイトハウスのいじめ防止協議会(Conference on Bullying Prevention)でも取り上げられてきた¹¹⁾。2011年3月にホワイトハウスが、

サイバーいじめが深刻な問題となっているというオバマ大統領(当時)の談を発表した¹²⁾。なかでも、2010年秋、同性愛を理由にいじめられた若者が相次いで自殺したことによって、10代の同性愛者に対するいじめが問題視され、上記協議会も対策を審議している¹³⁾。

第2章 サイバー関連対策法と政策¹⁴⁾

(1) 連邦法¹⁵⁾

ネット上の表現に対する規制として、2003年12月にCAN-SPAM法(Controlling the Assault of Non-Solicited Pornography and Marketing Act)¹⁶⁾が制定された。商用・広告メール、スパムメールを規制する実質的政府利益を見いだしたので、議会が法案を通した。CAN-SPAM法は、詐欺のスパムを予防することを目的とし、受領者が将来のスパムを排除する権利を有する、すなわち、スパムを送信するには受領者の配信許可を得ることを確定する。実質的に間違った、または、人を誤らせる情報を内容として含むスパムも対象としている。そのうえ、CAN-SPAM法は性的に明白な内容には警告ラベルを求める¹⁷⁾。

CAN-SPAM法は次の3つの点で重要である。(1)議会は表現の自由自体の制限を目的としているのではなく、受領者に損害を与える表現を制限する意図であった。(2)議会は問題を認め、問題を特に示すために救済を制定した。(3)議会は、スパムに関する30以上の一貫性のない州法を無効にし、Eメール広告に関する統一法を発展させた¹⁸⁾。連邦最高裁は連邦議会に続いて、生徒の表現の自由の制限を目的とせず、破壊的な表現から生徒も学校も保護することを目的とする基準をつくるべきであると期待されている。司法的救済はインターネット関連の問題に合うようになされなければならない、審査基準は、生徒のインターネット上の表現が不当に抑えられないように設定されなければならない。そのうえ、法律に従って、連邦最高裁は、過去の連邦最高裁によって発展してきたさまざまな基準に取って代わる、一様の一貫した基準を発展させなければならない。

1996年に制定された通信品位法(Communication Decency Act(CDA))は、18歳未満の者にみだらな表現を伝達することを禁じている。しかし、連邦最高裁は、Reno v. ACLU¹⁹⁾において、表現に対する過度に広汎な内容規制であるという理由で修正1条違反であるとした。すなわち、CDAは事実上、成人の憲法上保護された多くの表現を制限するため、成人の表現の自由を侵害すると認めた(at 874)。

2006年10月17日、ミズーリ州の13歳のMegan Meierは、MySpace、インターネットのソーシャル・ネットワーク・サイト(SNS)に、いなくなった方がいい、悪い奴といった嫌がらせを書き込まれたことから鬱病になり自殺した。1986年に制定されたコンピューター詐欺悪用法(Computer Fraud and Abuse Act(CFAA))²⁰⁾に基づいて、Meganをいじめた少年の訴訟が行われた。陪審員は有罪としたが、裁判所は道徳的には批判されるが、法律を過度に広汎に解釈することはできないとして覆した。特にこの事件をきっかけとしてサイバーいじめに対する法的規制の強化がはかられた。2009年に、連邦議会にMegan Meierサイバーいじめ防止法案(Megan Meier Cyberbullying Prevention Act)が出されたが、制定には至らなかった。この法案には、辛辣で度重なる敵意ある振る舞いを支持するために、電子機器を用いて、Eメール、インスタント

メッセージ、ブログ、ウェブサイト等の通信メッセージにアクセスして、威圧、脅迫、嫌がらせ、相当な感情の苦痛をもたらす意図をもって通信した者は罰すると規定されていた²¹⁾。しかし、連邦憲法修正1条の下、過度に広汎、不明確であってはならないと反対された。

また、学生インターネット安全法案(Student Internet Safety Act)は、2009年6月19日に下院を通過したが、いまだ上院は通過していない。この法案は、生徒達にオンラインの適切な作法を教育し、サイバーいじめやオンライン略奪者のようなインターネットの危険から彼らを守り、子どもによるインターネットの利用に両親の関与を促すために資金の使用を認めている²²⁾。

いじめを防止、警告、処罰するために、連邦も州も法制度を整えるなど対策に乗り出した。連邦議会も同様に法律を制定・改正し²³⁾、連邦通信委員会(Federal Communications Commission (FCC))や教育省(U.S. Department of Education)は学校基金を求めている²⁴⁾。オバマ前大統領もこのような動きを支持していた²⁵⁾。1999年1月には、いじめ、サイバーいじめ、いやがらせ、地域教育機関ハラスメント政策訓練(LEA Bullying, Cyber-bullying, Hazing and Harassment Policies and Training)が実行された。反いじめ法などの規制が制定され、いじめが防止、警告、処罰された。

2013年、学校安全改善法(Safe Schools Improvement Act of 2013)²⁶⁾が制定され反いじめ政策が強化された。州が地域教育機関(Local Educational Agencies (LEAs))に、深刻でひっきりなしに起こり広がっているいじめ・ハラスメント等を防ぎ、禁止する施策を作るよう指示することを求めた。具体的には、(1)①生徒が学校のプログラムに参加したり、その恩恵を受けることを制限する行為を禁止する。②教育に悪影響を及ぼす敵対的・虐待的な教育環境をつくる行為を禁止する。(2)①生徒、両親、教師に、規律施策で禁じられている行為を年1回は知らせる。②生徒と両親にこのような行為に対する苦情処理手続きを保障する。③学校とLEAレベルで行為の事件と回数について年統計を公表する。(3)①教育事務局長が、小中学校におけるいじめ・ハラスメントをやめさせるプログラムと政策を2年ごとに独自に評価し、報告する。②教育資料の委員が、独自の審査に従った州のデータを収集し、LEA 規律施策によって禁じられた行為の出来事と回数を決める。この法律に従って、連邦通信委員会(FCC)と教育省は学校基金を求めている。

また、人種、肌の色、国籍、性別、障害、宗教に基づくいじめの場合、嫌がらせや学校でのいじめの重複には対処しなければならない。例えば、米司法省公民権部門(U.S. Department of Justice's Office for Civil Rights)と米国教育省の市民権局(U.S. Department of Education's Office for Civil Rights)にいじめを報告する方法もある。しかし、現在においても、具体的ないじめ規制に関する連邦法は存在していない。

(2) 州 法

Megan 事件のように、各地でいじめ、特にサイバーいじめによる自殺が起こり、サイバーいじめを規制する法律を制定する州、電子機器を使用した嫌がらせを禁止する州が増えた。Megan 事件の起こったミズーリ州は、ハラスメントとストーキングの法律を改正して、「他人を脅し、脅迫し、感情のストレスを起こす」ことを意図して、電子手段を使用することを禁じた²⁷⁾。他の州においても事件が起こり、校外におけるサイバーいじめに対処するために、法律

を改正し、学校教職員にいじめを罰する広い権限を与え、厳しい反いじめ計画に教育基金を整備する動きが見られた。

2010年マサチューセッツ州で Phoebe Prince の事件が起こった。Prince は、15歳の時にアイルランドからマサチューセッツ西部の middle-class に転校して来たが、人気者のフットボール選手と交際を始めたので、ボス集団の怒りをかかった。彼女たちは、Prince を「アイルランドのあばずれ」と呼び、毎日、脅すメッセージを送信した。また、フェイスブック、ツイッターといった可能なソーシャルメディアに彼女について卑劣なコメントを書き込んだ。このような脅しや嫌がらせは3か月続いた。1月のある日、下校途中に彼女は缶ジュースを投げられ、その数時間後に自殺した。この事件が起こったマサチューセッツ州では、2010年4月に反いじめ法を制定した。また、バーモント州では2003年に13歳の少年が、校内とオンラインの両方で数か月に渡りゲイと嘲られ自殺した事件を契機として対策がすすめられた。自殺した少年の父親は、サイバーいじめの撲滅を訴えた²⁸⁾。

現在では、50州すべての州で反いじめ法が制定されており、うち、48州(アラスカとウィスコンシン以外)の法律がコンピューターを利用したいやがらせ(electronic harassment)も²⁹⁾、また、明文中でサイバーいじめを禁じる州も23州に増えた³⁰⁾。45州が学校の懲罰を容認し、49州が学校政策を求め、うち17州がキャンパス外の行為も対象としている³¹⁾。

例えば、デラウェア州議会は、2007年、学校いじめ防止法(School Bullying Prevention Act)を制定して、学校区に伝統的ないじめもサイバーいじめも規制する政策をつくるよう求めた³²⁾。サウスカロライナ州は、2006年、学校安全法(Safe School Climate Act)を制定し、学校区がサイバーいじめを含めた反いじめ政策をとることを認めた³³⁾。アイオワ州議会は、2007年、すべての学校区と認可された私立学校に、学校内、学校財産、機能、学校主催の活動におけるハラスメントやいじめ対策を求めたが、校外におけるサイバーいじめは対象外とした³⁴⁾。ミネソタ州は、2007年5月に、反サイバーいじめ政策をつくるよう求める法律を制定した。また、2014年に安全維持ミネソタ学校法(Safe and Supportive Minnesota Schools Act)を制定し、サイバーいじめも含めていじめ行為を禁止した³⁵⁾。ニュージャージー州議会は、2007年8月に、コンピューターによる会話を利用したいじめを含めるよう学校区に求めた³⁶⁾。そして、2011年9月に反いじめ法(Anti-Bullying Bill of Rights Act)を制定した³⁷⁾。ワシントン州は、2007年に州法(§28A.300.285)を改正して、いじめの概念にサイバーいじめを含め³⁸⁾、学校区に対して、2008年8月までに、サイバーいじめを含めたいじめ政策を採用するよう求めた。アルカンサス州は、2007年、コンピューターを利用したいじめを規制するために法律を改正し、学校区にサイバーいじめを含めたいじめ対策をするように要求した。しかし、州法は実質的混乱については定義しているが、校外に関してはふれていない³⁹⁾。2008年2月に制定されたネブラスカ州法は、学校区に既存のいじめ政策にコンピューターを利用したいじめを含めるよう求めた。この法律は校外における電子機器によるいじめには適用されない⁴⁰⁾。

合衆国保健福祉局(the U.S. Department of Health & Human Services)の資料によると、いじめに関する法律、政策の成立は別表のようになっている。

2010年に教育省は、州のいじめ規制法の11のキーとなる内容、すなわち、目的、範囲、規制

別 表

| | 2015年5月の資料 ⁴¹⁾ | 2017年9月の資料 ⁴²⁾ |
|----------|--|---|
| 法律も政策も制定 | アラバマ, アラスカ, カリフォルニア, コネティカット, デラウェア, フロリダ, ジョージア, アイダホ, インディアナ, アイオワ, ケンタッキー, ルイジアナ, メイン, メリーランド, マサチューセッツ, ミシガン, ミネソタ, ネブラスカ, ニューハンブシャー, ニュージャージー, ニューメキシコ, ニューヨーク, ノースダコタ, オハイオ, オクラホマ, オレゴン, ロードアイランド, サウスカリフォルニア, サウスダコタ, テネシー, ユタ, バーモント, バージニア, ワシントン, ウェストバージニア, ウィスコンシン, ワイオミング, コロンビア特別区, グアム, プエルトリコ, バージニア諸島, | アラバマ, アラスカ, カリフォルニア, コネティカット, デラウェア, フロリダ, ジョージア, アイダホ, イリノイス, インディアナ, アイオワ, カンサス, ケンタッキー, ルイジアナ, メイン, メリーランド, マサチューセッツ, ミシガン, ミネソタ, モンタナ, ネブラスカ, ネバダ, ニューハンブシャー, ニュージャージー, ニューメキシコ, ニューヨーク, ノースダコタ, オハイオ, オクラホマ, オレゴン, ペンシルベニア, ロードアイランド, サウスカリフォルニア, サウスダコタ, テネシー, ユタ, バーモント, バージニア, ワシントン, ウェストバージニア, ウィスコンシン, ワイオミング, コロンビア特別区, グアム, プエルトリコ, バージニア諸島, |
| 法律のみ | アリゾナ, アルカンサス, コロラド, ハワイ, イリノイス, カンサス, ミシシッピ, ミズーリ, ノースカロライナ, ペンシルベニア, テキサス | アメリカ領サモア, アリゾナ, アルカンサス, コロラド, ハワイ, ミシシッピ, ミズーリ, ノースカロライナ, テキサス |
| 政策のみ | 北マリアナ諸島, アイスランド | 北マリアナ諸島 |
| 法律も政策もなし | アメリカ領サモア | |
| 資料なし | ミクロネシア諸島, マーシャル諸島, パラオ共和国(1994年独立) | ミクロネシア諸島, マーシャル諸島, パラオ共和国 |

⁴³⁾
* 合衆国保健福祉局の資料を基に筆者が作成。網掛けは変更した州

行為の列挙, 特別な特徴の一覧, LEA(Local Educational Agencies)政策の展開と執行, LEA 政策の内容(定義, いじめ報告, 調査と回答, 制裁, 委託), 地域政策の再検討, 連絡計画, 訓練と予防教育, 透明性と監視, 他の法的手段に対する権利の規定, モデル政策を挙げている⁴⁴⁾。

最近の傾向は, 刑罰を科す州が急増したことであり, 2010年には18州だったのが2016年には44州にも増えている⁴⁵⁾。例えば, ルイジアナ州では, 18歳未満の者に対してサイバーいじめの罪を犯した者は, 500ドル以下の罰金又は6ヶ月以下の禁固もしくはその両方による処罰される⁴⁶⁾。ワシントン州も電子機器を使用して故意に嫌がらせを行った者は有罪であるとした⁴⁷⁾。アルカンサス州も2011年6月に, サイバーいじめ犯罪法が施行された⁴⁸⁾。ちなみに, 日本では名誉毀損罪(刑法230条), 侮辱罪(同231条)等, 刑法など既存の法律で処罰される場合もありうるが, それ以外では, 処罰は難しい。

このように, インターネットの高まる利用と関連犯罪の緊急性に対して, 州や連邦の規制が増えている。このような状況において, 連邦最高裁判所が, インターネット関連の生徒表現事件を排他的に統制する基準の必要性を示すことが期待されている。また, 学校管理者はかつてない新たな問題に直面している。学校は生徒のいつどこにおける表現行為を規制することが許されるのであろうか。すなわち, 学校外において発せられたネット上の表現を学校が規制した場合, 修正1条によって保障された生徒の表現の自由を侵害することにならないのだろうか。

(3) 検 討

以下のように、反サイバーいじめ法は、反ハラスメント法と同様、①曖昧、②過度に広汎、③内容・見解差別ゆえに違憲であり、生徒の表現の自由を萎縮させるという主張も存する⁴⁹⁾。また、デュープロセス条項違反だという指摘もされている⁵⁰⁾。

①曖昧性 反サイバーいじめ法では、反ハラスメントや反差別規則でも見られる「敵対的環境」という語を含んでいることが多い。マサチューセッツ法はこの「敵対的環境」を「いじめが、生徒の教育の状態を変更するのに十分深刻か普及している、威嚇、嘲笑、侮辱で充満する学校環境をつくり出す状況」と定義する⁵¹⁾。しかし、威嚇、嘲笑、侮辱については定義していないため、自分の言葉がそれを生み出す危険を背負い込む覚悟で話さなければならず、表現の自由に萎縮的效果を及ぼすことになる。通常の人が意味を推測しなければならず、その適用が人によって異なるならば、それは違憲的に曖昧であると批判されている⁵²⁾。また、ジョージア州では、反サイバーいじめ法は「実質的に生徒の教育を妨げる効果」⁵³⁾、ニューハンプシャー州法は「生徒に精神的苦痛を引き起こす」⁵⁴⁾と定義しているが、同様の問題をはらんでいる。

②広汎性 反サイバーいじめ法は、保護されない表現だけでなく保護されるべき表現も禁止するため、過度に広汎であると批判されている。例えば、法令は「第三者の憲法上保護された表現」を禁ずることによって、「法令の存在自体が表現の自由を抑制する可能性」があるという批判が存する⁵⁵⁾。ただし、法律を違憲とするためには、広汎性が現実であるだけでなく実質的でなければならない⁵⁶⁾。

反ハラスメント法における控訴審判決であるが、同様の言論規制を違憲とした例として、*Saxe v. State Coll. Area Sch. Dist.*⁵⁷⁾が挙げられる。法律は「生徒の事実上の、または知覚された個人的特徴」に基づく行為を規定していた。当該事件において、裁判所は、州立大学学校区(State College Area School District (SCASD))のハラスメント対策は、*Tinker v. Des Moines Independent Community School District*⁵⁸⁾の実質的混乱テストの下で規制できる表現を超えて実質的に規制しているため、過度に広汎性ゆえに違憲であるとした。*Texas v. Johnson*⁵⁹⁾を引用して、もし、修正1条の基礎となっている基本原理が存在するなら、思想が不快だとか不賛成だという理由で表現を規制することはできない。*Tinker*の実質的混乱テストをハラスメント対策に適用し、禁止されうるよりも多くの表現を実質的に含むと判断した。

サイバーいじめ対策法の多くにも同様の問題点が見られ、*Tinker*判決の下では禁止されない表現も禁止されることになると批判される。連邦最高裁は、混乱の恐れまたは心配というだけでは、表現の自由を制限するのに十分ではないと判示した⁶⁰⁾。そのうえ、もし、事実上多くの適用が違憲なら、法律は広汎性ゆえ違憲無効であると判断した⁶¹⁾。

③表現内容差別 サイバーいじめ対策法の支持者は、子ども達を傷つける不快な表現から子ども達を守ると主張する。これに対しては次のような反論が存する。ハラスメント対策が、人種、ジェンダー、出身民族または宗教のようなテーマに関する表現を規制しようと試みたように、見解が非常に不快なものであっても、これらの表現は修正1条の範囲に該当する。たとえば、*Saxe*事件において裁判所が述べたように、表現の自由条項は、聴衆が不快に感じる様々な表現も保護し、それには他の人種や出身民族を攻撃したり信仰を中傷する発言も含まれる⁶²⁾。

Saxe 事件は、Texas v. Johnson⁶³⁾ や、DeAngelis v. El Paso Mun. Police Officers Ass'n⁶⁴⁾ を引用した。DeAngelis 事件においては、反差別法は「口頭の侮辱のみに基づくハラスメント主張、絵画または文学問題に適用される場合、法令は内容を根拠とする、見解差別制限を表現に課す」ことになる。性、人種、個人的特徴に対するみくびったコメントは、敵意ある環境をつくる可能性がある－反差別法の範囲内である－敏感な話題ゆえ、表現された憎むべき見解ゆえにそうなる。同様に、反サイバーいじめ法は、攻撃的なオンライン表現から子どもたちの保護を求める際、内容または見解のみに基づいて表現を禁止するため、修正1条を侵害する可能性がある⁶⁵⁾。連邦最高裁は、「人種、肌の色、信条、宗教、ジェンダーに基づく、怒り、恐怖、憤り」を起こす好戦的な言葉を禁じた自治体のヘイトスピーチ条例を違法とした。好戦的な表現は一般に修正1条によっては保障されない。しかし、連邦最高裁は、条例は内容と見解を根拠に違憲的に差別的であるとされた。

子どもが自分自身を傷つけること(自己加害)から保護するために、成人であれば許されない制限が認められる場合もある(パターンリズム)。しかし、表現の自由の制限であるため、とくに不明確な規制、行き過ぎた規制は許されるべきではない。

検閲の範囲を校内からインターネット上に広げ、単に潜在的な混乱の疑いに基づいてなすこともできるため⁶⁶⁾、「反サイバーいじめ法は学生の表現の自由への最大の脅威である」と主張される⁶⁷⁾。カナダの州法についてであるが、「だが『いじめ』の定義が曖昧で、ある人が不安を思えたらすぐにいじめに当たるというノバスコシア州の定義はあまりに広汎であり、しかも保護の対象が青少年に限定されていない点でも、本来の文脈を大きくはなれた規制といわざるを得ないのではなからうか。しかも、とられうる措置は、合理的なものであれば裁判官が適切だと思えるものが何でも可能となるし、事実上インターネットへのアクセス禁止なども含まれる。基準なく裁判官の裁量に委ねられている点も問題とされるべきである⁶⁸⁾」という批判も存する⁶⁹⁾。

注

- 1) 「SNS を活用したいじめ等に関する相談体制の構築に係るワーキンググループ(第1回)議事要旨」http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/131/131_1/gijiroku/1395105.htm, last visited Aug.16, 2018.
- 2) John O. Hayward, Anti-Cyber Bullying Statutes: Threat to Student Free Speech, 59 CLEV. ST. L. REV. 85, 87-88(2011). その他にも「コンピューター、携帯電話、そのほか電子機器を使用して、意図的・反復的に害悪を与えること」Berroya, Id. at 447 (2017). (Citing, Sameer Hinduja & Justin W. Patchin, *Cyberbullying: Identification, Prevention & Response*, CYBERBULLYING RESEARCH CENTER 3 (Oct.2014), <http://cyberbullying.Org/Cyberbullying-Identification-Prevention-Response.pdf>.)
- 3) 英国中部レスターシャー州の14歳の少女が「インターネットの交流サイト(SNS)のいじめを苦に自殺した。このサイトに広告を出すのを中止する企業が出たほか、英国のキャメロン首相がこのサイトを利用しないよう呼びかけた。同様のいじめが原因で少女(17)が自殺したカナダ東部ノバスコシア州では今月、ネット上のいじめを告訴できる法律を施行するなど、波紋が広がっている。」「ネットいじめ：英国やカナダでも深刻」毎日新聞2013年8月17日 <http://news.goo.ne.jp/article/mainichi/world/20130817k0000e030174000c.html> last visited Aug.17,2013.

アメリカ合衆国では、10代の8%、中学生(middleschool student)の18%がサイバーいじめにあっている。Vidisha Barua Worley, *Cyberbullying*, 47 No.2 CRIM LAW BULLETIN ART 7, 1(2011). *quoting*, Jessica P.Meredith,

Combating Cyberbullying: Emphasizing Education over Criminalization, 63 FEDERAL COMMUNICATIONS LAW JOURNAL 311 (2010).

2010年、9年から12年生までの生徒のうち約16%がサイバーいじめにあっていた。Katrina V. Berroya, *Bullying Beyond the Schoolhouse Gate: How School Districts Can Constitutionally Regulate Off-campus Cyberspeech*, 46 Sw.L.Rev.445, 448 (2017). (Citing, *The Real Effects of Cyberbullying*, NO BULLYING, <http://nobullying.com/the-effects-of-cyber-bullying> (last updated Aug. 30, 2016)).

- 4) 拙稿「サイバースペースにおける生徒の表現の自由」同志社女子大学総合文化研究所紀要31巻16頁(2014)。サイバーいじめについては、他にも、例えば、カナダ：井樋美枝子「サイバーいじめ対応及び防止のための州法改正」外国の立法(2013.10)など参照。
- 5) Holly Hedegaard, M.D., Sally C.Curtin, M.A., and Margaret Warner, Ph.D., *Suicide Mortality in the United States, 1999-2017*, NCHS Data Brief No.330 (November 2018), <https://www.cdc.gov/nchs/products/databriefs/db330.htm> (December 8, 2018 last visited)
- 6) AFP/Kerry SHERIDAN AFP ニュース2016.4.22 「米国の自殺率、1999年以降で24%増 政府統計」<http://www.afpbb.com/articles/-/3084983>, last visited Aug.15, 2018.
- 7) See *supra* note 5.
- 8) *Bullying and Suicide*, <http://www.bullyingstatistics.org/content/bullying-and-suicide.html>, last visited Aug.15, 2018.
- 9) 「ネットいじめが日常化する米国のティーンエージャー—UCLA 調査」IT Media News2008.10.7 <http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0810/07/news023.html>, last visited Aug.15, 2018.
- 10) Ingrid Newkirk, “*Cyberbullying is a Dangerous and Sometimes Deadly Game*” 04/29/2013, http://www.huffingtonpost.com/2013/04/29/ingrid-newkirk/cyberbullying-is-a-danger_b_3145886.html, last visited Aug. 13, 2013.
- 11) Hayward, *supra* note 2, at 87-88.
- 12) Naomi Harlin Goodno, *How Public Schools can Constitutionally Halt Cyberbullying: A Model Cyberbullying Policy that Considers First Amendment, Due Process, and Fourth Amendment Challenges*, 46 WAKE FOREST L. REV. 641 FN12, (2011).
- 13) HuffPost White House Conference On Bullying Duncan, Experts Weigh In., http://www.huffingtonpost.com/2011/03/10/whitehouse-conference-prevention_n_833805.html, last visited, August 13, 2013.
- 14) 井樋三枝子「アメリカ合衆国におけるいじめ防止対応—連邦によるアプローチと州の反いじめ法制定の動き」『外国の立法』No.233, 4頁(2007)4頁「連邦制国家であるアメリカでは、教育は州の専管事項とされている。連邦教育省(U.S. Department of Education)は、各州の教育行政について直接の指示・監督を行うことはなく、教育への支援を行うこととされ、例えば、初等中等教育に関する援助や学術研究の振興のための補助金事業、奨学金事業等を行っている。」
- 15) Andrew Gilden, *Cyberbullying and the Innocence Narrative*, HARV. C.R.-C.L.L.REV. 357 (2013)等参照.
- 16) 15 U.S.C.7704(2003).
- 17) Sameh I. Mobarek, *The CAN-SPAM Act of 2003: Was Congress Actually Trying to Solve the Problem of Add to It?*, 16 Loy. Consumer L.Rev. 247, 256(2004) ; Jonathan Bick, *Staying Within the Limits of the CAN-SPAM Act*, Legal Times, Nov. 1, 2004, at 24 ; Richard E. Wiley & Rosemary C. Harold, *Contentious Times in a Shifting Landscape*, in Prac. L.Inst., 2 COMMUNICATIONS LAW 2004, 109, 241 (2004).
- 18) Richard & Rosemary, *Id.* at 125.
- 19) 521 U.S. 844(1997).
- 20) 18 U.S.C. §1030
- 21) Chapter 41 of United States Code Title 18.
- 22) Worley, *supra* note 3.
- 23) Safe Schools Improvement Act of 2013, S.403, 113th Cong.(2013).
- 24) Gilden, *supra* note 15, at 358.

- 25) *Id.*
- 26) S.403-113th Cong.(2013).
Introduced in Senate (02/28/2013)
Safe Schools Improvement Act of 2013 - Amends the Elementary and Secondary Education Act of 1965.
<https://www.congress.gov/bill/113th-congress/senate-bill/403>, last visited Dec.23, 2018.
- 27) MO.REV.STAT.§§160.261,565.090, 565.225(2009). CNN, 2008年7月2日(2008年7月2日時点のアーカイブ「ネットいじめ禁止の州法成立, 少女の自殺きっかけに」
<http://www.cnn.com/jp/usa/CNN200807020028.html>, last visited Mar.6, 2017.
- 28) JOHN HALLIGAN, *Death by cyber-bully*, Boston-com news August 17 2005, http://archive.boston.com/news/globe/editorial_opinion/oped/articles/2005/08/17/death_by_cyber_bully/, last visited March 6, 2017.
- 29) Ala.Code §16-28B-5 (2011) ; Alaska Stat.§14.33.200 (2011) ; Cal.Educ.Code§32261 (West 2012) ; Fla.Stat.§1006.147 (2010) ; Ga.Code Ann.§20-2-751.4 (2011) ; Idaho Code Ann.§18-917A (2011) ; 105 Ill.Comp.Stat. 5/27-23.7 (2010) ; Ind.code §20-33-8-0.2 (2010) ; Iowa Code §280.28 (2010) ; Kan.Stat.Ann.72-8256 (2009) ; Md.Code Ann., Educ.§7-424 (West 2010) ; Minn.Stat.§121A.0695 (2010) ; Miss.Code.Ann.§37-11-67 (2010) ; Nev.Rev.Stat.§388.122 (2010) ; N.H.Rev.Stat.Ann.§193-F: 4 (2011) ; N.J.Stat.Ann.§18A: 37-14 (West 2011) ; N.M.Code R.§06.012.0007 (LexisNexis 2010) ; N.C.Gen.Stat.§115C-407.15 (2010) ; Okl.Stat.tit.70, §24-100.4 (2011) ; Or.Rev.Stat.§339.351 (2010) (Definitions) ; Pa.Cons.Stat.§1303.1-A (2010) ; R.I.Gen.Laws §16-21-26 (2011) ; S.C.Code Ann.§59-63-140 (2010) ; Va.Code Ann.§22.1-279.6 (2011) ; Wash.Rev.Code§28A.300.285 (2010) ; Wyo.Stat.Ann.§21-4-314 (2011).
- 30) アカンソー, カリフォルニア, コネティカット, フロリダ, ハワイ, イリノイ, カンザス, ルイジアナ, メイン, マサチューセッツ, ミシガン, ミネソタ, ミズーリ, ネバダ, ニューハンプシャー, ニューメキシコ, ニューヨーク, ノース・キャロライナ, オレゴン, テネシー, ユタ, バーヂニア, ワシントン
Ariz.Rev.Stat.Ann.§15-341(36) (2011) ; Kan.Stat.Ann.72-8256(2009) ; Mass.Gen.Laws ch.71§37O.(2011) ; Nev.Rev.Stat.§388.133(2010) ; N.H.Rev.Stat.Ann.§193-F:4(2011) ; Or.Rev.Stat.§339.356(2010).
- 31) Sameer Hinduja, Ph.D. and Justin W.Patchin, Ph.D., *State Cyberbullying Laws, Cyberbullying Research Center I*, <http://cyberbullying.org/bullying-laws>(updated Jan.2016), last visited Aug.4, 2018.
- 32) HB No.7: An Act to amend Title 14 of the Delaware code to establish the School Bullying Prevention Act. <http://www.aacap.org/galleries/LegislativeAction/DE%20-%20anti-bullying%20bill.pdf> 14 Delaware Code 4112 (D), last visited Aug.3, 2018. http://www.doe.k12.de.us/infosuites/students_family/climate/files/Bully%20Prevention%20Law%20Outline.pdf, last visited Aug.3, 2018.
- 33) H.B.3573, 2006:South Carolina Code §59-63-120, §59-63-140); Extends bullying to electronic means of communication. Developed Safe School Climate Act which leaves it up to School Districts to decide the actions to take; http://www.scstatehouse.gov/sess116_2005-2006/bills/3573.html, last visited Aug.3, 2018.
- 34) S.F.61, 2007 Code §280.28 Harassment and Bullying Prohibited; <http://coolice.legis.iowa.gov/Cool-Ice/default.asp?category=bilingo&service=IowaCode&input=280.28>, last visited Aug.16, 2013.
- 35) http://www.revisor.mn.gov/bills/text.php?session=1s88&number=HF826&session_number=0&session_year=2013&version=list, last visited Aug.3, 2018.
- 36) S.B.993, 2007: New Jersey Statutes §18A:37-14 http://www.njeg.state.nj.us/2006/Bills/PL07/129_HTM; http://www.njleg.state.nj.us/2006/Bills/A4000/3803_R1.pdf, last visited Aug.3, 2018.
- 37) (P.L.2010, CHAPTER 122) http://www.njleg.state.nj.us/2010/Bills/AL10/122_PDF, last visited Aug.3, 2018.
- 38) <http://apps.leg.wa.gov/documents/billdocs/2009-10/Pdf/Bills/Session%20Law%202010/2801-S.SL.pdf>, last visited Aug.3, 2018.
- 39) H.B.1072 Code§6-18-5148a) Anti-bullying Policies: now Act 115 <http://www.arkleg.state.ar.us/seemby/>

- 2007/R/Acts/Act115.pdf; <http://www.arkleg.state.ar.us/assembly/ArkansasCode/6/6-18-514.htm>, last visited Aug.3, 2018.
- 40) L.B.205,2008:R.,S.Nebraska 121A.069579-2,137
Darryn Cathryn Beckstrom, *State Legislation Mandating School Cyberbullying Policies and the Potential Threat to Students' Free Speech Rights*, 33 VT. L.REV. 283, 291(2008).
- 41) Stopbullying gov., Policies & Laws (Content last updated on May 27, 2015), <https://www.stopbullying.gov/laws/index.html>, last visited March 9, 2017.
- 42) Stopbullying gov., Policies & Laws (Content last updated on September 08, 2017), <https://www.stopbullying.gov/laws/index.html>, last visited June 2, 2018.
- 43) *Id.*
- 44) Key Components in State Anti-Bullying Laws, <https://www.stopbullying.gov/laws/key-components/index.html>, last visited Aug.13, 2018.
- 45) Goodno, *supra* note 12, at 654 F70, 71.
- 46) 松井茂記『インターネットの憲法学(新版)』(2014, 岩波書店)125-126頁。
- 47) Cyberalking (RCW 9.61.260) <http://apps.log.wa.gov/rcw/default.aspx?cite=9.61.260>, last visited Aug. 3, 2018.
- 48) <http://www.arkleg.state.ar.us/assembly/2011/2011R/Acts/Act905.pdf>, last visited Aug. 3, 2018.
- 49) Hayward, *supra* note 2, at 118-124.
- 50) Goodno, *supra* note 12.
- 51) MASS. GEN. LAWS ch.71, §370(a) (2010).
- 52) Michael R.Gordon, *The Best Intentions: A Constitutional Analysis for North Carolina's New Anti-CyberBullying Statute*, 11 N.C.J.L. & TECH.48,67 (*citing* Connally v. Gen. Constr., Co., 269 U.S. 385, 391(1926)).
- 53) Georgia, BULLY POLICE USA, http://www.bullypolice.org/ga_law.html, last visited Aug. 22, 2014.
- 54) New Hampshire Pupil Safety and Violence Prevention Act, BULLY POLICE USA, http://www.bullypolice.org/nh_law.html, last visited Aug. 22, 2014.
- 55) *Members of City Council of Los Angeles v. Taxpayers for Vincent*, 466 U.S. 789, 799(1984). (市条例は広汎であるという決定を覆し、連邦最高裁は、目に見えた混乱を避けるという自治体の利益は、内容中立規制の正当性をもたらすには十分実質的である。)
- 56) *Broadrick v. Oklahoma*, 413 U.S. 601, 615(1973)において、連邦最高裁は、州の人事行政法が、曖昧で広汎であるという主張に対して合憲であるという結論を支持した。
- 57) 240 F.3d 200, 215, 217(3rd Cir. 2001).
- 58) 393 U.S. 503(1969).
- 59) 491 U.S. 397, 414(1989).
- 60) *Tinker*, 393 U.S. at 508.
- 61) *United States v. Stevens* 130 S.Ct. 1577, 1587(2010).
- 62) *Saxe*, 240 F.3d, at 206.
- 63) 491 U.S. 397, 414(1989). *Saxe*, 240 F.3d, at 209.
- 64) 51 F.3d 591, 596-97(5th Cir. 1995). *Saxe*, 240 F.3d, at 215.
- 65) *R.A.V. v. St.Paul*, 505 U.S. 377(1992).
- 66) *See, e.g.*, MASS. GEN. LAWS ch. 71, § 370 (2010) (「いじめは禁止されるものとする…学校関連でない位置、活動、機能またはプログラムに、またはそれは、学区か学校によって所有も、賃借も、使用もされていない、技術の使用か電子装置を通して。いじめが犠牲者にとって学校で敵対的環境を作成するなら。」。) *See also* DEL. CODE ANN. tit. 14, § 4112D(f) (1) (2011) (""); FLA. STAT. § 1006.147(7) (a) (2011) (「十分な学校との結びつきがあれば、技術関連の事件のアクセスの物理的な位置や時間が、学校区による懲戒において有効な防御にはならない。」)
- 67) Hayward, *supra* note 2, at 123.

- 68) Alison Virginia King, *Constitutionality of Cyberbullying Laws: Keeping the Online Playground Safe for Both Teens and Free Speech*, 63 VAND L.REV. 85 (2011). See also Jessica P.Meredirth, *Combating Cyberbullying: Emphasizing Education over Criminalization*, 63 FED. COMM.L.J. 311 (2010) (刑罰よりも教育的措置の方が望ましい)引用。
- 69) カナダノバスコーシア州「サイバー安全法」について, 松井・前掲書注46, 125-127頁参照。

Keywords : サイバーいじめ, 表現の自由, アメリカ合衆国憲法, 法規制